一般健康診断補助(個別健診)について

- 一般健康診断の個別健診では、医療機関が医師会に加入していなくてもかかりつけの医院、病院、診療所などの医療機関で健康診断が受けられます。
 - ・対 象 者 当組合の被保険者。 ただし、保険料滞納者は補助の対象外です。
 - •補助額 5,000円

ただし、対象者ごとに実際に支払った額が上記の補助額を超えない場合は、その支払った額が補助額となります。

- ・利用方法 受診方法及び実施時期は受診する医院、病院、診療所などで確認してください。
- ・利用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・補助条件 ①健診のすべての結果を提出してください (コピー可)。
 - ②受診者名及び受診日が記載された領収書の原本(コピー不可)を提出してください。
 - ③所定の申請用紙(P47)に必要事項を記入して、健康診断を行った日から $2 ext{ } ex$

領収書の日付から2ヶ月を経過した場合、補助金の申請は受けられません。

- ④特定健康診査の受診券を返却してください。
- ・留意事項 一般健康診断補助を受けた場合は、一般健康診断(集合)及び人間ドック(脳ドックを含む)の補助金は受けられません。また、特定健康診査及び一般健康診断(集合)は 受診できません。重複した場合は補助した健診費用を返還していただきます。